

振り込め詐欺に
遭った方へ

振り込め詐欺救済法について

平成20年6月21日、振り込め詐欺などの犯罪に利用された口座に滞留している犯罪被害資金の返還手続きなどを定めた『犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律』（振り込め詐欺救済法）が施行されました。

1. 対象となる犯罪利用口座について

対象となる犯罪利用口座は、詐欺そのほかの人の財産を害するいわゆる振り込め詐欺、ヤミ金融などの犯罪によって、振込先となった預金口座のことで、なお、対象となる犯罪利用口座は、預金保険機構のホームページに順次公告されます。

2. 被害金の支払い手続きについて

被害金の支払い手続きには、少なくとも90日以上を要します。

預金保険機構では、犯罪に利用された口座の公告（60日以上公告期間）をホームページに掲載し、犯罪利用口座について、口座残高に対する口座名義人の権利を失わせる手続きを行います。

権利が失われた犯罪利用口座については、被害者に対する被害金支払いの手続きを行うため、被害金支払いを受け付ける公告（30日以上公告期間）を預金保険機構ホームページに掲載します。

支払い手続きには、所定の申請書、ご本人を確認できる書類（運転免許証など）、振り込みの事実を確認する書類が必要になります。

3. 被害金の支払額について

振り込みした被害金が振込先の犯罪利用口座に滞留している場合には、この被害金を被害に遭われた方にお支払いします。

被害金の一部または全部が既に引き出されている場合には、犯罪利用口座の残高がお支払いできる金額の上限になります。

複数の被害者から被害金の支払い申請がある場合には、犯罪利用口座の残高を被害額に応じてお支払いすることになります。

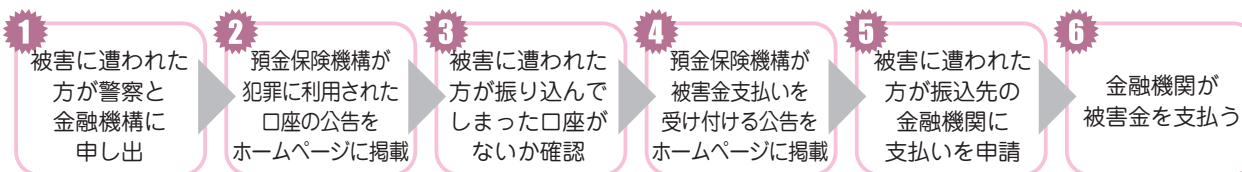
なお、犯罪利用口座の残高が1,000円未満の場合は、支払い手続きの対象とはなりません。

4. 被害金支払いの申し出について

被害金支払いの申請窓口は、振込先の金融機関になりますので、対象となる犯罪利用口座の公告内容（預金保険機構の公告関係のホームページに掲載）をご確認の上、振込先の金融機関にお問い合わせください。

預金保険機構のホームページ
<http://furikomesagi.dic.go.jp/>

《振り込め詐欺などの被害金支払いの流れ》



被害に遭った場合は

万が一、振り込め詐欺の被害に遭った場合は、すぐに警察や金融機関に連絡し、振り込んだ預金口座の利用停止を求めてください。

振り込め詐欺の被害に遭われた方のために、平成20年6月21日から『振り込め詐欺救済法』が施行されました。この法律により、犯罪利用口座を凍結し資金流出を防ぐことができた場合に、その残高を被害に遭われた方に分配することになりました。

ただし、振り込んだお金が一部引き出されている場合には、被害者の方への分配金は振込額に応じて一部減額されます。

まずは振り込め詐欺の被害に遭わないことが大切です。

特に、ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。

もしも不審な電話がかかってきた場合は、落ち着いて行動するように心掛けましょう。

問い合わせ
市民サービスグループ
(☎852139)